

北九州市総務市民局会計年度任用職員

[地域・人づくりアドバイザー（社会教育主事）]

採用試験案内

令和6年10月21日

北九州市 総務市民局

地域・人づくり部 生涯学習課

- 受付期間：令和6年10月21日（月）～令和6年11月15日（金）
 - ・ 受付時間 午前8時30分～午後5時00分（土日祝日を除く）
 - ・ 申込書等提出先 北九州市 総務市民局 地域・人づくり部 生涯学習課
- 試験日：令和6年12月8日（日）

1 試験実施の趣旨

この試験は、令和7年度における北九州市総務市民局会計年度任用職員[地域・人づくりアドバイザー（社会教育主事）]の任用にあたって、必要な適性の有無をみるために実施するものです。

2 採用予定数

若干名

3 応募要件

① 社会教育主事任用資格を有する人（詳細は4ページを参照）

② 基本的なパソコン操作（ワード、エクセルを用いた資料作成等）ができる人

ただし、北九州市暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団員と密接な関係を有する人を除きます。なお、応募にあたり、必要な官庁へ照会します。

また、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 北九州市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

合格者が、北九州市暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団員と密接な関係を有する人と判明した場合は、成績にかかわらず不合格となります。

受験資格がないことが判明した場合は合格を取り消します。また、申込書記載事項が事実と異なることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

4 試験

- (1) 選考方法 筆記試験（作文）及び面接試験（個別）
- (2) 試験日 令和6年12月8日（日）
- | | |
|------|--|
| 筆記試験 | 午前10時00分から11時30分まで
※ 筆記用具（鉛筆、消しゴム）及び受験票を持参してください。 |
| 面接試験 | 午後1時から |
- (3) 試験会場 北九州市立生涯学習総合センター（小倉北区大門一丁目6番43号）
※ 公共交通機関等をご利用ください。
- (4) 合否結果 令和6年12月下旬頃、受験者全員に文書で通知します。
※ 電話での問い合わせには、一切応じられません。
※ 北九州市のホームページにも掲載します。
※ 不合格の方は、選考結果照会ができます。
なお、照会時には受験票が必要となります。

5 勤務条件（社会経済情勢等の変化により、勤務条件は変わることがあります。）

- (1) 勤務場所（予定）
生涯学習総合センター（小倉北区）、八幡西生涯学習総合センター（八幡西区）、
区役所コミュニティ支援課など
- (2) 職務内容
- ① 生涯学習活動の支援・振興
 - ② 社会教育を行う者への、専門的、技術的な指導・助言
〔 市民センター訪問等による館長・職員の支援
地域における生涯学習事業に係る指導・助言
市民センターにおける生涯学習事業に関する情報の収集・提供 〕
 - ③ 市または区における生涯学習に関する事業の企画立案・実施
 - ④ 社会教育主事補の指揮監督・指導
 - ⑤ 地域振興活動の支援
- (3) 任用期間
会計年度任用職員として1年間任用します（令和7年4月1日～令和8年3月31日）。
なお、勤務状況の良好な人については、次年度も任用することがあります（最長5年間）。
- (4) 勤務日、勤務時間
勤務日 月曜日から金曜日
休日 土曜、日曜、祝日等
勤務時間 午前8時30分から午後5時00分（休憩時間1時間）
※ 業務の都合上、休日勤務や勤務時間の変更を行う場合があります。
- (5) 報酬
月額 201,048円～295,443円 ※ 令和6年9月現在
〔 地域手当に相当する報酬を含む。
その他、期末手当・勤勉手当・交通費等の支給有。 〕
※ 任用される者の職歴等により個別に決定します。

- (6) 社会保険
厚生年金保険、健康保険、雇用保険を適用します。

6 受験手続

(1) 提出書類

- ア 北九州市総務市民局会計年度任用職員採用試験申込書
イ 官製ハガキ1枚（表面に申込者の郵便番号、住所、氏名を記入）
ウ 必要書類（「社会教育主事任用資格」を確認できる下記のいずれかの書類）

- 社会教育法第9条の4第一号に該当する方
卒業証書（写）等の学歴を証明する書面及び社会教育主事講習修了証書（写）
- 社会教育法第9条の4第二号に該当する方
教育職員の普通免許状（写）及び社会教育主事講習修了証書（写）
- 社会教育法第9条の4第三号に該当する方
卒業証書（写）等の学歴を証明する書面及び単位取得証明書
- 社会教育法第9条の4第四号に該当する方
社会教育主事資格認定証書（写）
（「社会教育主事資格認定証書」は、福岡県教育委員会が発行する認定証書で、必要書類等を揃えて申請し取得する必要があります。「社会教育主事講習修了証書」とは別のものです。）

※ 提出された書類は、返却しません。

(2) 申込書の受付期間

令和6年10月21日（月）～令和6年11月15日（金）まで
（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで）

※ 郵送する場合は、簡易書留郵便で、封筒の表に「主事受験申込」と朱書してください。
令和6年11月15日（金）消印有効

(3) 提出先

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市総務市民局 地域・人づくり部 生涯学習課（市役所本庁舎2階）

(4) 受験票の送付

提出された官製はがきの裏面に受験番号を記載し、受験票として郵送します。送付された受験票の氏名欄に氏名を記載のうえ、試験の際に持参してください。

令和6年11月29日（金）までに受験票が届かないときは、下記までご連絡ください。

◇ 問い合わせ先

北九州市 総務市民局 地域・人づくり部 生涯学習課
住所：〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
電話：093（582）2385

参考：社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）から抜粋

（社会教育主事の資格）

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を
通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

試験会場案内図



【JR】西小倉駅から徒歩約10分

【バス】小倉北警察署前、小倉城・松本清張記念館前から徒歩約2分